

自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準の基本的な考え方

1. 基本的考え方

育成者権者の正当な利益を確保することにより、新品種開発を促進し、我が国種苗産業の国際競争力の強化を図るためには、農業生産現場への影響に配慮しながら、育成者権の効力の及ぶ範囲を拡大し、将来的には、UPOV条約やEUにおける法と同様、自家増殖に「原則として育成者権を及ぼす」ことを検討する必要がある。

しかし、生産者調査を実施した結果、現状では生産者において、育成者権や自家増殖制度、許諾についての認識が未だ十分でないことが示唆され、自家増殖に育成者権の効力が及ぶこととした場合には、作物によっては混乱が想定される。一方で生産者側には、種苗の購入費等の増大や、安定的な種苗供給に支障が生じることについて強い懸念がある。

そこで、当面は品種開発を促進しつつ、生産現場への影響に配慮し、「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」をとりまとめ、今後その基準に従って、毎年定期的に育成者権の効力が及ぶ植物として追加していくことが適当と考えられる。

なお、こうした追加時には、生産現場にルール変更について周知することと併せて、農業振興上の育成者権制度の意義についても啓発を図っていく。

他方、育成者権者が種苗の販売を別の業者に許諾している場合等においては、農業者と直接許諾契約をしていないので、契約による自家増殖の制限が困難であるとされ、種苗法上、契約により自家増殖を制限することが認められているにもかかわらず、種苗購入に際してそもそも何らかの契約を結ぶことが一部品目を除いて定着していない。今後は、育成者権者が種苗の販売に際して農業者と自家増殖に関する契約が結べるよう工夫し、推進する必要がある。今後、適正な許諾契約を行う習慣を定着させることで、生産現場に優れた品種の高品質種苗が供給されることとなる。

2. 自家増殖に育成者権を及ぼすべき植物

栄養繁殖をする植物は、種子繁殖植物に比べて、比較的短期間に大量に同品質の種苗を生産することが可能であり、育成者権の正当な利益を脅かすおそれがあり。また、欧米においても、農業者による自家増殖が認められている植物種類は存在するが、いずれも栄養繁殖をする園芸作物には育成者権の効力が及ぶこととなっている。

以上の考え方沿って、当面、栄養繁殖植物（種子繁殖と栄養繁殖の両方が行われている植物を含む）を対象とし、以下A～Dの基準に該当する植物を候補とする。

A：許諾契約等による自家増殖の制限が定着している植物

育成者権者へのアンケート調査により許諾契約による自家増殖の制限（※）が定着しているとの結果が得られた植物。

（※「許諾契約による自家増殖の制限」とは、自家増殖禁止の契約が締結されている

場合だけでなく、契約により自家増殖を認めている場合も含む)

具体的には以下の①～③の回答が一定割合以上となつた植物

- ① 「許諾に当たり自家増殖に関する契約をしている」
- ② 第三者による生産が許諾されていない
- ③ 契約栽培による生産しか行われていない

このような植物は、現行制度でも、育成者権者の許諾なしに自家増殖が行われることがほとんどないため、今後、育成者権の効力が及ぶこととしても生産現場の混乱は限定的になると考えられる。

B：現在有効な登録品種がない植物

- ① 現在有効な登録品種がない植物（審査基準はあるが登録実績がない植物、登録期間が終了した植物等）
- ② 新規登録される植物（これまでに登録実績がなく、新規登録申請中の植物）
- ③ 施行令第1条で定める植物（きのこ類）で、これまで登録実績のない植物

このような植物については、そもそも育成者権が現時点で存在せず、育成者権の効力の例外としての自家増殖が行われていないため、育成者権の効力が及ぶこととしても、生産現場の混乱はほとんど生じないと考えられる。今後、新たに品種登録がなされ、農業者による経済栽培の中で自家増殖が開始されてから自家増殖を制限すると混乱を招きかねないため、登録品種がない時点で育成者権の効力を及ぼす植物として指定することとする。

C：新たに栄養繁殖による自家増殖が開始されている/開始される可能性がある植物

- ① 経済栽培において種子から生産する植物で、交雑品種（F1品種）である植物
交雫品種（F1品種）の場合、種子繁殖による増殖では同品質のものが得られないため、自家増殖が行われていないと考えるのが自然であり、育成者権の効力が及ぶとしても影響は限定的になると考えられる。一方、F1品種であっても、植物の性質上、又は新たな技術の開発により、栄養繁殖による大量の増殖が新たに行われている場合がある。このような場合に、新たに栄養繁殖による増殖が広がると育成者権者の正当な利益を損ねる可能性が高いのみならず、毎期、健全な高品質種子が供給されている一方で低品質や病気の種苗が大量に栽培されてしまうことにより、病気の蔓延やブランド価値の低下をもたらすことが懸念される。そうなれば、農業生産現場に大きな混乱を招きかねないため、このような植物については、「自家増殖がほとんど行われていない」時点で、制限することが必要である。なお、UPOV条約の解説書※「UPOV1991年条約における育成者権の例外」の第II部任意例外（d）農業者

の経営においても「その国において、収穫物を次作の種苗として用いるために残しておく農業上の習慣がある作物を対象とすることを意図。そのような習慣がない農作物、園芸作物にこの例外規定を適用することは適当ではない。」との考えが示されており、本カテゴリーの植物に育成者権を及ぼすことは UPOV の考えとも合致する。

D：産地が限定され実態把握が容易な植物

用途や植物の性質から経済栽培される地域が限定される植物は、実態把握が容易であり、育成者権の効力が及ぶとしても影響は限定的になると考えられる。（栽培地が限定的な果樹など）

これらの基準に基づき選定された、農業者の自家増殖に育成者権の効力を及ぼすべき植物候補については、自家増殖を制限しても種苗の安定供給が確保されるか、農業経営を著しく圧迫するような種苗購入費等の増大が起こらないか等について、専門家の意見を聴取し検討することとする。

なお、原則として「属」単位で指定することとし、必要に応じて、特定の「種」のみを指定もしくは指定除外とすることを検討する。

脚注

※解説書とは、「UPOV 同盟国に対して拘束力があるのは条約そのもののみであり、関連する国内法と矛盾する解釈がなされるべきではない。」とした上で、条約の解釈について説明をするもの。本解説文書は 2009 年に UPOV 理事会で採択。